

米取引の事前契約研究会（令和4年度第1回概要）

1. 日 時：令和4年8月17日（水）13:30～15:30

2. 場 所：農林水産省第3特別会議室

3. 要 旨：

米取引における事前契約の現状と課題及び事前契約に関する政策評価の測定指標について、意見交換を実施。主な意見は以下のとおり。

1. 米取引における事前契約の現状と課題

【生産者の立場からの意見】

- 11月に取引先の需要を聞き、次年度の生産数量や作付品種を決定。事前契約が広がれば、需給が安定する。
- 事前契約していても価格次第で出荷先が変わる傾向がある。ナラシでは事前契約を要件化したが、政府がより強いメッセージを出すことで事前契約が進むのではないか。
- 田植え後には販売先が決まっている。コロナ禍では外食との取引が減り、小売との取引は増えた。複数の取引先があればリスクに対応できる。

【集出荷業者・米卸売業者の立場からの意見】

- 4年産の事前契約数量・比率は前年に比べて増加する見込み。7月の基本指針で示された需給動向も踏まえ、収穫前契約が増えている。
- コロナのような環境変動があった場合においても安定的な取引を行えるよう、取引条件をどのように見直すかが課題。
- 産地や実需と結びついた契約の拡大が望ましいが、米価の下降局面では実需との事前契約、上昇局面では産地との事前契約が進みにくい。ただし、取組が定着するにつれ、当初よりも生産者の理解が得られやすくなっている。
- コロナ禍により、本来中食、外食と結びつくはずであった取引が結びついていない状況。事前契約は中食、外食等との取引に適しているため、（事前契約による取引の改善に）期待している。

【実需者（外食・中食）の立場からの意見】

- 米価の下落を受けて、安定した生産を目指すため、事前契約に前向きな産地が増えてきている。
- 生産コストをベースに価格を提示し、収入を確保できるような契約モデルを作り、他の産地にも横展開をしている。

- SDGs やみどりの食料システム戦略に沿った取組等を行う産地は重要であり、そのような産地は価格に反映することも含めて高く評価している。
- 事前契約に前向きな業態を活性化させないと事前契約は増えない。コロナ対策による販売促進事業のような需要拡大施策が重要。
- 価格を固定した複数年契約の拡大が望ましいが、価格の柔軟性を失わないよう、複数年契約と単年契約のバランスに配慮している。

2. 米取引における事前契約に関する政策評価の測定指標

【生産者の立場からの意見】

- 播種前契約を対象とすることが妥当。単年契約でもよいが、複数年契約であればなお良い。
- 作付計画に反映するためには、販売先が必要量を出来るだけ早く示すことが重要。ただし、価格については、収穫前に概算金が示されないと正式に確定できないのが実態。
- 外形的に確認可能な形で取り決められた取引を対象とすべき。
- 生産者段階や実需者段階の取引の全体像を把握することは難しく、中間流通段階で把握するのが妥当ではないか。
- SDGs やみどりの食料システム戦略を踏まえ、環境負荷を軽減する生産に関係者が協力して向かうことが望ましく、そうした観点からの契約の拡大も重要。

【集出荷業者・米卸売業者の立場からの意見】

- 規模の大きな集出荷業者の取引状況に基づく測定指標では、生産者が販売先と結びつき、需要に応じた生産・販売を行うという良い取組を評価できない。数量のみならず、件数を「見える化」することも検討してはどうか。
- 事前契約自体が目的化しないようにすべき。一言に事前契約といっても様々な形・内容があり、出来る限り細かく「見える化」できると良い。
- 目指すべきは播種前契約・複数年契約や実需者や産地も含めた契約の拡大であるが、生産年3月末までの播種前契約の急拡大は難しく、地道な取組が必要。
- 毎年の作付動向にもよるので、契約数量よりは、流通量に占める比率で評価するのが現実的ではないか。

【実需者（外食・中食）の立場からの意見】

- 本来は播種前契約を対象とするのが適当だが、播種前に全契約を締結することは現実的ではなく、概算金が示される前（収穫前）の契約を対象と

するのが分かりやすい。

- 実需者による米取引の全体像を把握することは困難であり、集出荷段階又は卸売段階で把握するのが適当。

【その他の意見】

- 測定指標は、食料・農業・農村基本計画に記載された「実需と結びついた生産・販売を一層推進」を数値化して評価するもの。単に事前契約を結べばよいわけではなく、その中身が重要。
- マーケットを創造する「攻めの契約」と将来的に供給力を維持・発展させる「守りの契約」には違いがあり、政策的にも別に捉えるべき。事業者から報告を求める上では、単に進捗状況の把握のためではなく、結果が政策にも反映されることが望ましい。
- 米の事業者からの報告内容の拡充や対象者の拡大については、実務上の実現可能性や事業者の負担も踏まえて検討する必要がある。

【次回の進め方】

- 次回は、事務局から政策評価の測定指標案を提示し、議論を実施。

(以上)